

# 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」による参画政策の新展開

- ✓ 当初法は、「誰でもが先生」という規定は具体的であったが、その他は、訓示的。それでも、「法律ルールは、いわば70点以下はなくす」という意味で、底上げには役立った。
- ✓ 改正法では、教育に関する規定も具体性を増したが、協働取組みに関しても多くの条項が設けられたことが特色。その内容は以下のとおり。

小林光

環境省上席参与(前環境事務次官)

慶應義塾大学環境情報学部等教授

## <目的>

第一条 この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### <本条改正の趣旨>

○環境活動や、これを進めるための教育などを、効果あらしめるために重要なものとして、「協働取組」が欠かせない、との認識を加えたもの。

## <定義>

第二条 この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

2（略⇒意欲の増進の定義）

3 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

4 この法律において「協働取組」とは、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

### <本条改正の趣旨>

○第一項では、例示を増やしたが、外延が変わるものではない。本法の対象の環境活動とは、自発性が必須で、環境保全が主目的であれば、他の目的があっても構わない点は改正前と同じ。（⇒ESDや国際理解教育などとはややすれ違いがあるかも）  
○二項は、学習を含むことは従前と同じで、あらゆる場所での教育を明示し、トリプルボトムラインなどを明示した。三項は、定義に昇格。主体として、国や自治体を明示。対等性などは従前と同じ。

## <政策形成への民意の反映等>

(政策形成への民意の反映等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

<本条追加の趣旨>

○一般訓示規定であって、実効性には限界があるものの、オース条約に触発された規定。

○政策全部ではなく、本法の対象となる自主的環境活動などに関する政策に限られるものの、「広く意見を求め、それを考慮して政策づくりをする『仕組み』の整備と活用」を明定した意義は高い。(⇒従来のパブコメをどう超えるか?)

## <民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等>

### 第二十一条の三

1 (略⇒協働取組みの普及に関する訓示規定)

2 国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による当該公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

3 前項に規定する契約の締結及びその履行に関する事務を行うに当たって配慮すべき事項その他の当該契約の推進に関して必要な事項は、環境省令で定める。

4 地方公共団体は、第一項及び第二項に規定する施策に準じて、民間団体の参入の機会の増大及び協働取組による公共サービスの実施の効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

### <本条改正の趣旨>

○国などが公共環境サービスを行う際に、専門性などがある民間団体と、(単に行政の下請けあるいはアウトソーシングでない)協働取組みをもって行う場合には、価格競争などによらない相手方選択や対価決定ができることとする、根拠規定。いわば会計法の特例規定。

○手続きなどは、環境省令で定める。(⇒この内容は重要。それこそ前条の対象。)

# 環境省における契約実績の変動について

金額単位：億円

年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
契約形態	件数	金額								
競争性のある契約方式 (A+B)	(23%) 461	(40%) 149	(58%) 1,185	(56%) 219	(75%) 1,708	(64%) 317	(78%) 1,783	(82%) 352	(82%) 1,934	(63%) 396
うち競争入札 (A)	(12%) 241	(13%) 49	(35%) 720	(23%) 89	(47%) 1,058	(26%) 130	(54%) 1,242	(42%) 179	(54%) 1,270	(31%) 194
うち企画競争・公募 (B)	(11%) 220	(27%) 100	(23%) 465	(33%) 130	(29%) 650	(38%) 187	(24%) 541	(40%) 173	(28%) 664	(32%) 202
競争性のない随意契約 (C)	(77%) 1,533	(60%) 223	(42%) 876	(44%) 173	(25%) 560	(36%) 176	(22%) 507	(18%) 79	(18%) 421	(37%) 231
計 (A+B+C)	(100%) 1,994	(100%) 372	(100%) 2,061	(100%) 392	(100%) 2,268	(100%) 493	(100%) 2,290	(100%) 431	(100%) 2,355	(100%) 627

# (参考) 会計法規に対し環境面からの特例を定める先行法律(1) 「グリーン購入法」 平成13年1月6日施行

## 国等における調達推進

### 基本方針の策定【閣議決定】

- ・ 調達推進の基本的方向
- ・ 特定調達品目及び判断の基準など  
(19分野261品目：平成23年2月現在)

### 国等の各機関

調達方針を作成・公表

調達方針に基づき調達推進

調達実績の取りまとめ

環境大臣による必要な要請

## 地方公共団体

- ・ 調達方針を作成
- ・ 調達方針に基づき調達推進  
(努力義務)

グリーン購入を理由に、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮

## 事業者・国民

できる限り環境物品等を選択  
(一般的責務)

### 平成21年度実績

国等による調達(公共工事分野を除く)⇒177品目において、95%以上の調達率

### 平成21年度実績効果

国等の調達によるCO2排出削減量⇒約16万1千トン(試算可能な品目のみ)

# (参考) 会計法規に対し環境面からの特例を定める先行法律(2)

## 「環境配慮契約法」 平成19年11月22日施行

### 目的 (第1条)

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを作る



- ・国等の環境負荷(温室効果ガス等の排出)の削減
- ・環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

### 国及び独立行政法人等

#### 責務(第3条)

- エネルギーの合理的かつ適切な使用等(需要面)
- 環境配慮契約の推進(供給面)

#### 「基本方針」の策定(第5条)

- ・環境配慮契約の推進に関する基本的事項
- ・重点的に配慮すべき契約 等

各省大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第6条)  
各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表(第8条)

環境大臣が各大臣等に必要な要請(第9条)

### 基本方針

電力購入契約における二酸化炭素排出量等の考慮

自動車・船舶の調達に係る契約における環境性能の考慮

ESCO事業による設備等の改修  
(注)長期契約が締結できる旨を法律に規定(第7条)

庁舎設計等建築物に関する契約における企画競争

など

- ◆各省がばらばらに取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組む。

### 地方公共団体等

#### 責務(第4条)

- エネルギーの合理的かつ適切な使用等
- 環境配慮契約の推進

環境配慮契約の推進  
契約推進方針の作成等(第11条)

### 情報の整理等

(第10条)

国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析、情報提供

公正な競争の確保、エネルギーなど他の施策との調和の確保(第12条・第13条)

### 平成21年度実績

国等による環境配慮契約⇒電力の契約:61.8%、自動車の契約(警察庁を除く):85.7%、ESCO事業:2件、建築設計の契約:307件

## <環境保全に係る協定の締結等>

第二十一条の四 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。

2 国は、前項の規定による協定の締結を行った場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行った場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行った場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

### <本条追加の趣旨>

○協働取組みを抽象的なものに終わらせないため、これに対して、(その総てに対してではないが)「協定」という具体的な姿を与えたもの。罰則はないが、環境協働協定の、いわば法的効果も定めている。(⇒環境省のこれまでの事業でも、法的根拠が不明なものがあつたのではないか?この規定を積極的に活用して、悪貨を減らせないか?)

# 「エコ・ファースト制度」

## <概要>

「エコ・ファースト制度」は、環境大臣に対し、企業が地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、環境教育の分野において、業界をリードするような取組（「先進性」、「独自性」、「波及効果」で判断）を行うことを約束する制度。2008年の開始以来、現在38社（2011年7月現在）が認定を受けている。

認定を受けると、エコ・ファースト・マークの使用が可能となる。

## 環境大臣認定

環境先進企業として  
『エコ・ファースト』第1号に選ばれました  
平成23年4月21日、ビックカメラは目標の達成を受け、より進化した約束を環境大臣と交わしました。



ビックカメラの環境保全活動

### エコ・ファーストの約束

1. 循環型社会の形成に向けた取組みを積極的に推進します。
2. 業界の枠組みを越えた環境分野における企業間の連携を積極的に推進します。
3. チャレンジ25キャンペーンへの協力などの啓発活動を積極的に推進します。
4. 省エネ型製品の普及促進を通じてCO2排出削減を積極的に推進します。
5. 環境配慮型の店作りを推進します。



節電家電に買い替えよう

チャレンジ  
省エネルギー家電  
20%削減

## 認定企業の声：

- ・「環境大臣との約束」という扱いのため、社長以下社内にとって強い発信力・浸透力を持つ。
- ・エコ・ファースト・マークの使用は顧客や同業他社に対する強いアピールとなる。
- ・認定企業同士が業界の垣根を越えて環境関連事業を展開する、いいきっかけとなった。

# 「eco japan cup」

## ＜概 要＞

「eco japan cup」は、エコビジネスの芽を見つけ、育てるコンテスト。(2006年開始)

NGOである一般社団法人 環境ビジネスウィメンが企画し、環境省、総務省をはじめとする官庁と日本政策投資銀行、三井住友銀行など金融機関や企業、経済団体や市民団体が連携。中小企業・ベンチャー、クリエイターやアーティスト、NPOや市民などエコビジネスに関わるすべてのステークホルダーそれぞれのニーズにベストな支援をするために、産官学民・金が協働して次世代育成の支援を行う事業。

## 支援する人もされる人もWIN-WINの構造



## 表彰分野

ビジネス部門

カルチャー部門

- ・デザイン/コミュニケーション
- ・アート/ミュージック

ライフスタイル部門

ポリシー部門

# 「経団連自主行動計画」

## <概要>

経団連自主行動計画は、1997年、経団連の呼びかけにより、製造業・エネルギー多消費産業及び流通・運輸・建設・貿易・損保等の各業界(40以上)がそれぞれの業界ごとに地球温暖化対策、廃棄物対策について自主的な目標を宣言し、それぞれに取り組んでいるもの。

目標の達成状況については毎年度レビューがなされており、直近では、2011年4月に経団連環境本部に設置された第三者評価委員会(委員長;内山洋司筑波大学大学院システム情報工学研究科教授)において2010年度の行動計画の実施状況についてレビューされているところ。さらには経産省産業構造審議会地球環境小委員会においても、実施状況についてレビューされている。

経団連において自主的に実施状況をレビュー



経産省でもチェック

経団連設置の第三者評価委員会においてチェック

それぞれの業界が自主的な目標を宣言、実行

自主行動があれば社会的な目標は達成できるのか？

## <協働取組に対する情報提供等>

第二十一条の五 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

※ 体験の機会の場の認定に係る主務大臣は農水、経産、国交のうち、対象事業を所管している大臣並びに環境及び文部科学大臣。協働取組の認定は環境大臣及び共管でありかつ事業所管大臣となるなど、環境大臣を中心としつつ、事業所間省庁と共管する形となっている。

第二十一条の六 環境大臣は、協働取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

2 環境大臣は、協働取組の一層の推進を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して必要な協力を求めることができる。

### <本条追加の趣旨>

○二十一条の五は、相手方が誰であれ、個別の協働取組協定の当事者大臣に、環境大臣は、いつもなれる、との趣旨。また、二十一条の四に言う、協定の「基準」となる主務省令づくりも統一的行えよう。(基準も、二十一条の二に定める「民意反映」の重要な対象であろう。)

○二十一条の六は、環境協働取組の横串主管大臣は環境大臣であることを示す規定。各省に対し、依頼などができる。

## <財政上の措置等>

第二十二條の二 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する上で重要な認定体験の機会の場の提供、環境の保全に資する活動の事業化、環境の保全に関する人材の育成その他の取組を効果的に実施するため、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 主務大臣は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

### <本条改正の趣旨>

○財政等の支援規定。定例文に比べると、税制まで明示されているのは近年では珍しい事例。また、そうした支援措置の対象となる事項が、「体験機会の場の提供」や「事業的な色彩のある環境活動」、「人材の育成」という具合に、具体性があるのも意義深い。

(⇒放置・休眠規定にせず、本条の活用が緊要。)